

加盟団体の処分に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公益財団法人山口県スポーツ協会(以下「協会」という。)加盟団体規程(以下「規程」という。)第11条第2項の規定による加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この内規は、協会加盟団体に対して適用する。

(処分の手続き)

第3条 対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局において当該団体に対し事実確認を行い、公益財団法人山口県スポーツ協会倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)に報告する。
- (2) 倫理委員会は、事務局からの報告内容について審議し、規程第11条第1項に規定する処分が相当と判断したときは、処分案を協会会長に具申する。
- (3) 倫理委員会から具申された処分案のうち、注意及び勧告については、協会会長の専決で決定することができる。ただし、当該処分を行ったときは、直後の理事会及び評議員会に報告しなければならない。
- (4) 倫理委員会から具申された処分案のうち、資格停止及び退会については、理事会及び評議員会の承認を経て、これを行うことができる。
- (5) 倫理委員会での審議過程においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合、又は当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合は、この限りではない。

(処分の決定)

第4条 本内規第5条に定める処分のうち、資格停止及び退会並びに第6条に定める資格停止の解除については、理事会出席理事及び評議員会出席評議員の過半数の同意により決定する。

(処分の種類及び内容)

第5条 処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 注意
口頭又は書面により、是正・改善を求める。
- (2) 勧告
書面により、是正・改善を求めるとともに、改善計画書を提出させる。

(3) 資格停止

書面での通知を以って、一定期間、規程に定める加盟団体としての権限等を停止する。

(4) 退会

書面での通知を以って、当該団体を協会から退会させる。

(処分後の取扱)

第6条 前条の規定による処分の対象となった加盟団体の処分後の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 注意及び勧告を受けた加盟団体の是正・改善状況は、倫理委員会の審議を経て、理事会及び評議員会に報告する。
- (2) 資格停止となった加盟団体の資格停止の解除は、倫理委員会において、是正・改善状況を審議し、解除の可否を協会会長に具申する。
- (3) 資格停止の解除は、理事会及び評議員会の承認を経て、これを行うことができる。

(その他)

第7条 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合は、事案が発生した時点から起算して、この内規を適用することができる。

- 2 この内規に定めのない事項については、倫理委員会で協議の上、理事会及び評議員会で決定する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年6月8日から施行する。
- 2 この内規は、令和5年4月1日から施行する。